

職業安定分科会(第216回)	資料1
令和7年10月17日	

令和6年能登半島地震等後の石川県内事業所における

- ・雇用調整助成金(能登半島地震特例～地震豪雨・半島過疎臨時特例)**
 - ・産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)**
- の活用状況等及び今後の対応方針について**

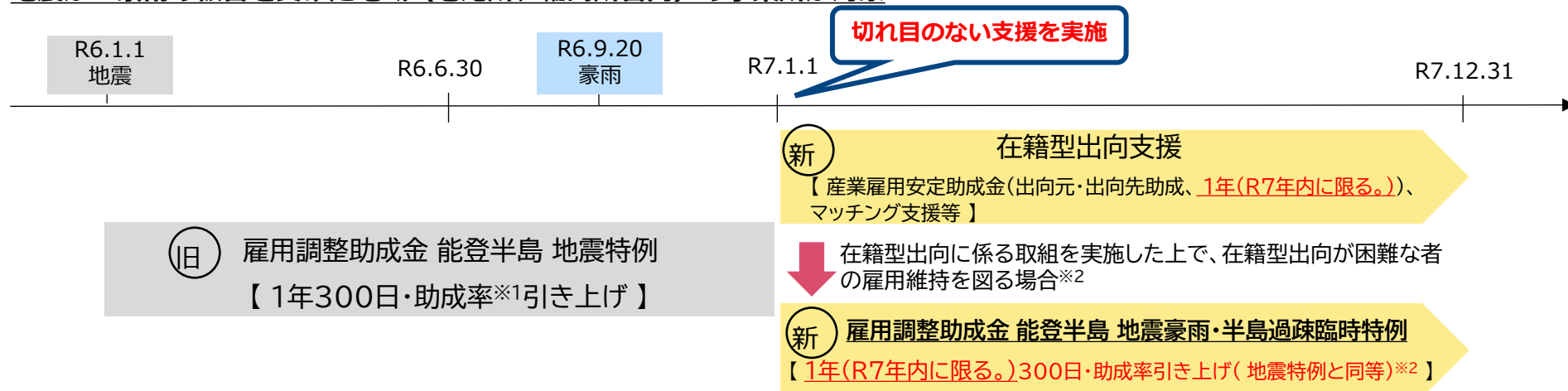
雇用調整助成金 能登半島 地震豪雨・半島過疎臨時特例の創設について

1 事業の目的

令和6年1月1日の能登半島地震への対応として実施している雇用調整助成金 能登半島 地震特例（地震特例）は本年末で終了し、今後、能登半島地域における支援は在籍型出向支援が基本となるが、能登地域の地震・豪雨の被災地については、特定非常災害となった令和6年能登半島地震から1年も経たずに激甚災害となる豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況に直面し、半島という地理的制約下にあつて、かつ、高齢化が著しく進む過疎地域という、企業の雇用維持と地域の人材確保の両立が極めて困難な事情・特殊性に鑑み、在籍型出向への円滑な移行が確保できる十分な期間等を考慮し、令和7年の1年間に限り、これまでの地震特例と同様の休業支援の新たな特例（地震豪雨・半島過疎臨時特例）を設ける。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

★地震かつ豪雨の被害を受けた地域（七尾所、輪島所管内）の事業所が対象



※¹ 助成率 地震特例: 中小4/5、大企業2/3 (通常制度: 中小2/3、大企業1/2)

※² 在籍型出向に係る取組を行いつつも、出向が困難で休業を余儀なくされている労働者の雇用維持を図る事業所について、当該労働者について地震特例の措置と同様の休業支援を実施。

(注1) 地震特例を利用していた事業所が、新特例（地震豪雨・半島過疎臨時特例）を受けようとする場合には、R7年1月以降に、新特例の申請を行い、要件が確認された場合には、新たな特例を受けることが可能。

(注2) R6年6/30までに地震特例を利用していなかったが、地震に加えR6年9/20の豪雨災害により休業を余儀なくされた事業所については、R6年中は通常の雇用調整助成金で対応するが、新特例の申請を行い、認められた場合には、R6年9/20から12月末での休業についても、新特例の助成率で追賦する。

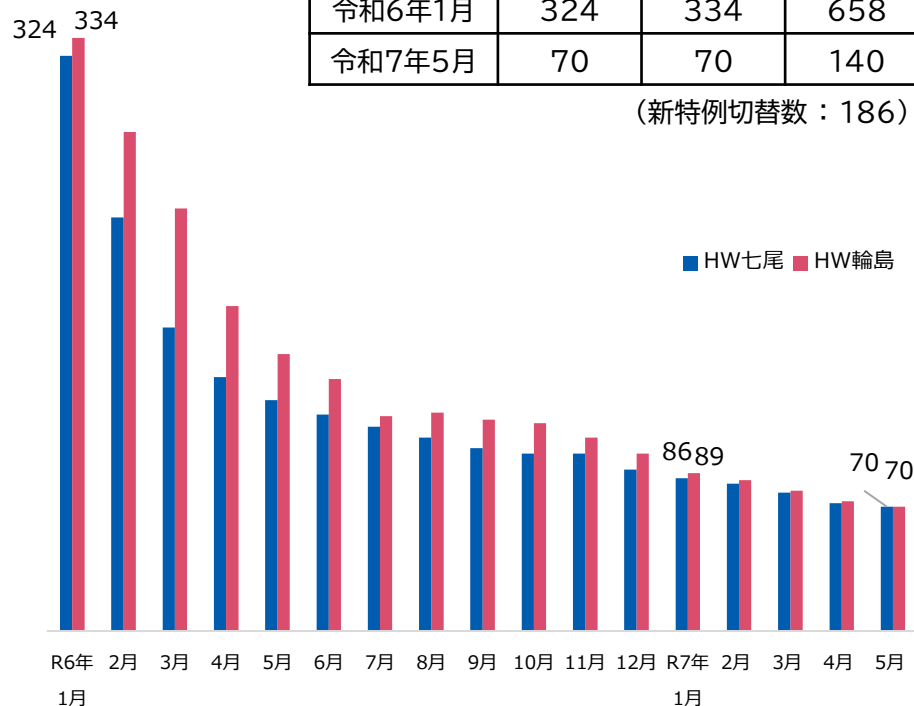
雇用調整助成金（能登半島地震特例～地震豪雨・半島過疎臨時特例）の活用状況

- 石川労働局ハローワーク七尾・ハローワーク輪島管内で雇用調整助成金の特例措置を活用した事業所数は、発災当初の658事業所（R6.1）から、140事業所（R7.5）となり、発災当初の21%まで減少。
- 休業者のうち、ほぼ全部休業者が約3割を占めており、ほぼ全休者のうち60歳以上が約6割を占めている。

活用事業所数（※）の推移（HW七尾・HW輪島管内）

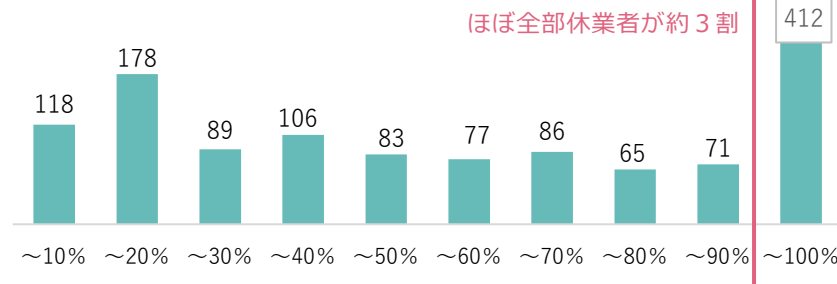
	HW七尾	HW輪島	計
令和6年1月	324	334	658
令和7年5月	70	70	140

（新特例切替数：186）

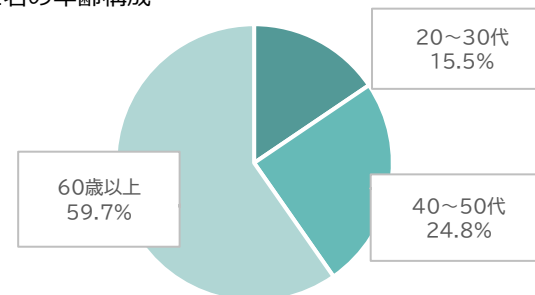


所定労働時間に対する休業割合別労働者数

雇用調整助成金の特例措置を活用する171事業所から
令和7年1～2月に提出された実施計画から集計



ほぼ全部休業者412名の年齢構成



※当該月に休業を行った判定基礎期間の初日があり、支給決定を受けた事業所の数（令和7年9月末時点）

石川県における在籍型出向の実施状況

- 石川県内においては、関係機関が連携した在籍型出向に関するマッチング会の開催や、産業雇用安定センター（産雇センター）による事業主への個別訪問等の取組により、令和6年度の出向成立実績については96人（前年度比125.9%増）、令和7年度（9月末現在）も76人（前年同期比94.9%増）となっている。
- 産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の計画認定実績については、令和7年度（9月末現在）で、出向元事業所11所、出向労働者98人となっている。

産業雇用安定センターによる在籍型出向の成立実績

	令和5年度	令和6年度 (前年度比)	令和7年度 9月末実績 (前年同期比)
全国	1,813人	1,613人 (11.0%減)	927人 (15.4%増)
石川	43人	96人 (125.9%増)	76人 (94.9%増)

事業主に対する説明会	16回（参加事業所：のべ196事業所）
マッチング会	2回（参加出向元：のべ8事業所 参加出向先：のべ11事業所）
事業所への訪問回数	276事業所（のべ875回訪問）
出向先登録企業数	131事業所

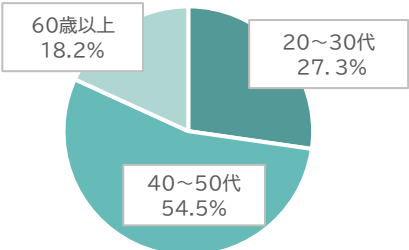
産業雇用安定センターの職員が、雇調金新特例を利用しながら出向を未実施の124事業所を1件1件訪問し、企業のニーズを把握しながらマッチングを促進

また、ILAC能登（石川県が能登空港に開設したサポートセンター）と共催で、事業主向けの在籍型出向説明会を開催

産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）の計画認定の実績推移

	令和7年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
出向元事業所数 (累計)	0所	0所	7所	9所	11所	11所	11所	11所	11所
出向労働者数 (累計)	0人	0人	69人	78人	83人	85人	95人	97人	98人

■ 出向者の年齢層



雇用調整助成金の特例措置を受給している事業所に雇用されている労働者を対象としたアンケートにおいて回答のあった23名の状況

雇用調整助成金受給事業所へのアンケート調査概要

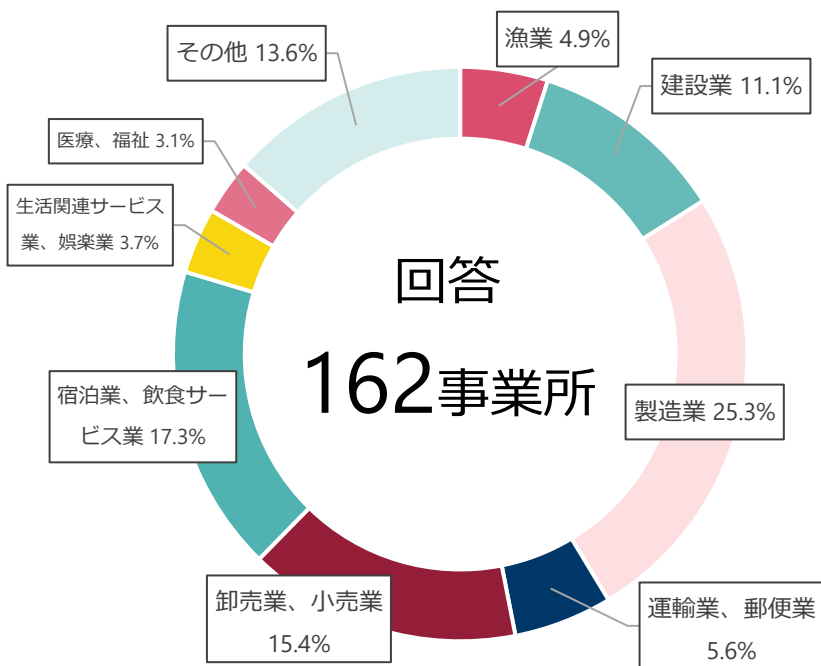
雇用調整助成金（能登半島地震特例～地震豪雨・半島過疎臨時特例）の利用実態等について、石川県と共同でアンケート調査を実施

調査期間	令和7年6月9日～令和7年7月14日 (調査時点：令和7年6月現在)
調査方法	WEBアンケート及び郵送による調査票の配布・回収
調査対象	雇用調整助成金（能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例）の対象となっている186事業所及び当該事業所に雇用されている労働者
有効回答数	事業所アンケート・・・配布数 186事業所、有効回答数 162事業所（有効回収率 87.1%） 労働者アンケート・・・事業所から労働者に周知いただき（配布数は不明）有効回答数 244名

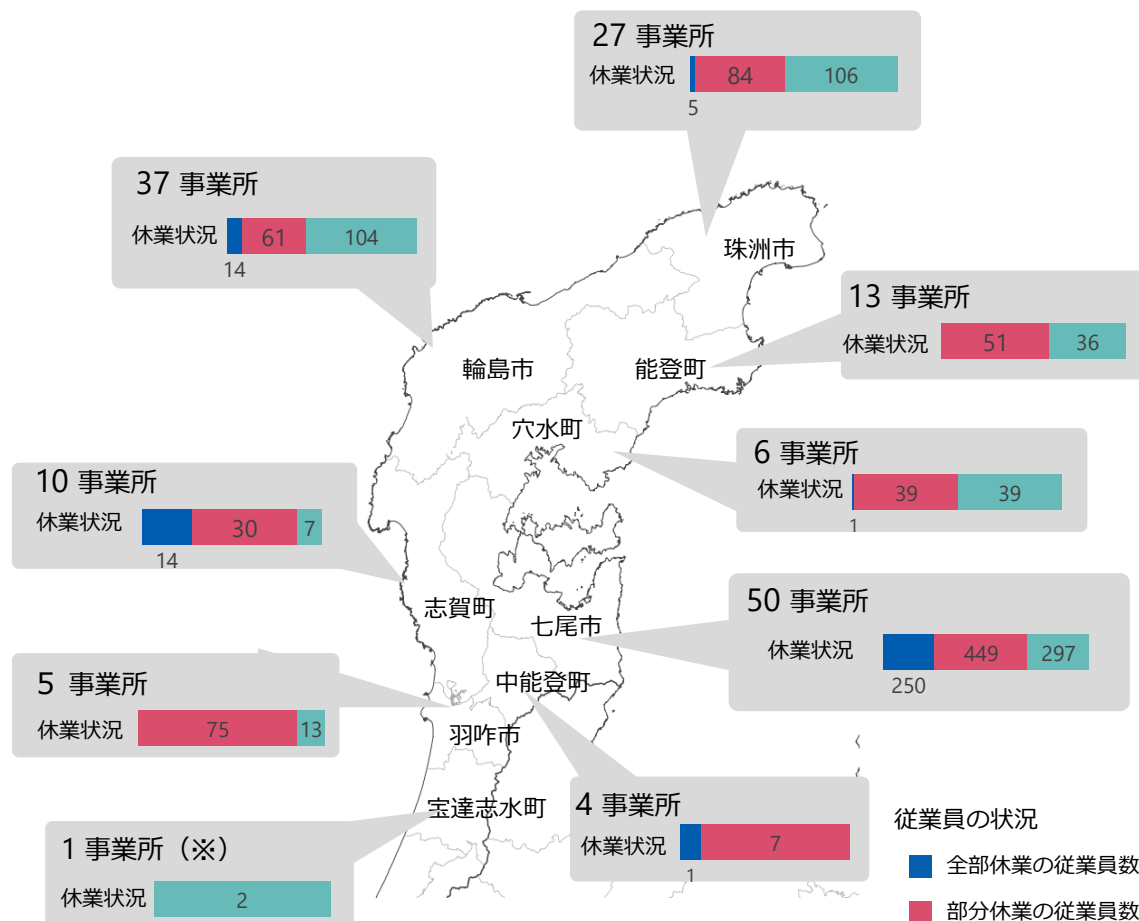
【出向・休業状況に関する事業主アンケート】 回答事業所の産業別・地域別事業所数・休業の状況

- ・産業別に見ると、「製造業」「宿泊業、飲食サービス業」「卸売業、小売業」が多い
- ・地域別に見ると、七尾市が事業所数、休業者数ともに最も多い

産業別の状況



地域別の休業の状況



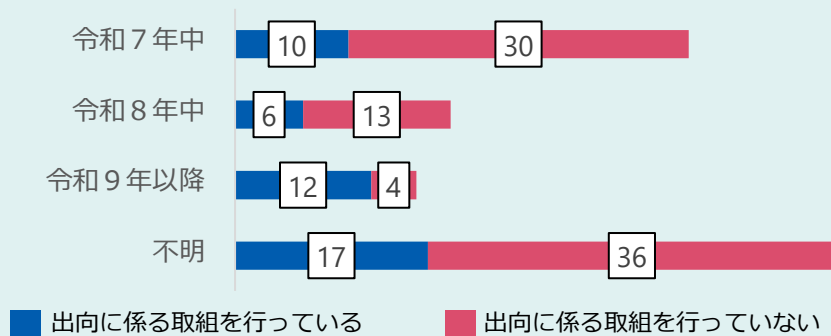
※ 宝達志水町の1事業所については、雇用調整助成金新特例を利用した実績はあるものの、アンケート回答時（6月時点）では休業者はいない。

【出向・休業状況に関する事業主アンケート】 出向に係る取組状況

- ・アンケートへの回答時点で、出向に係る取組を行っていない理由として、部分休業なので出向の調整が難しいとの回答が最も多い
- ・出向にかかる取組を行っている事業所は、「あっせん機関への登録」や「事業所内での調整」を行っているとの回答が多いが、出向に取り組んでも出向に結びつかないとする要因として「条件にマッチする候補先企業が少ない」との回答が最も多い

事業再開の目安と出向に係る取組状況

令和7年6月現在休業者がいると回答した128事業所の状況(事業所数)

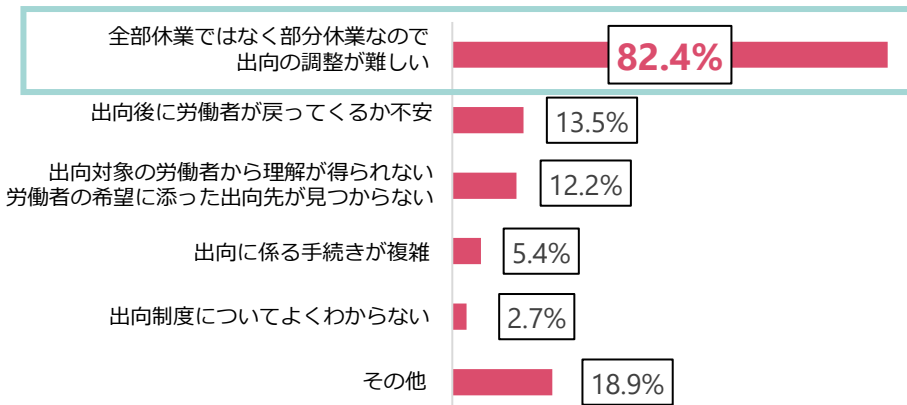


出向に係る取組を行っていない理由

出向に係る取組を行っていないと回答した74事業所の状況

※複数回答可

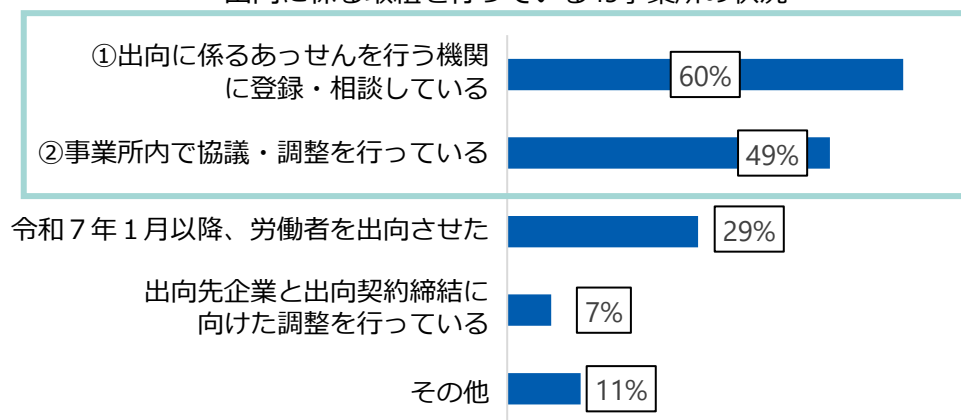
※近々休業を終了し休業労働者がいなくなると回答した9事業所を除く



出向に係る取組を行っている45事業所の取組内容

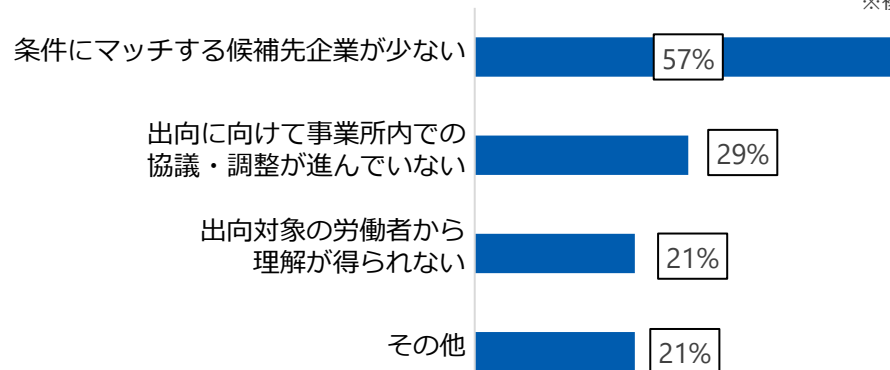
※複数回答可

出向に係る取組を行っている45事業所の状況



①②を選択した42事業所が 出向に結びつかないとする要因

※複数回答可



【出向・休業状況に関する事業主アンケート】

出向の影響・産業別休業の状況

・出向に取り組んだ事業所の84.6%が良い影響があったと回答しており、具体的には「経済的負担の減少」「労働者のモチベーション維持」が多く挙げられた

・従業員の休業状況ごとにその従業員の属する産業を見ると、全部休業の従業員が属する産業は「宿泊業、飲食サービス業」が70.9%、部分休業の従業員が属する産業は「宿泊業、飲食サービス業」が36.1%、「製造業」が27.4%となっている

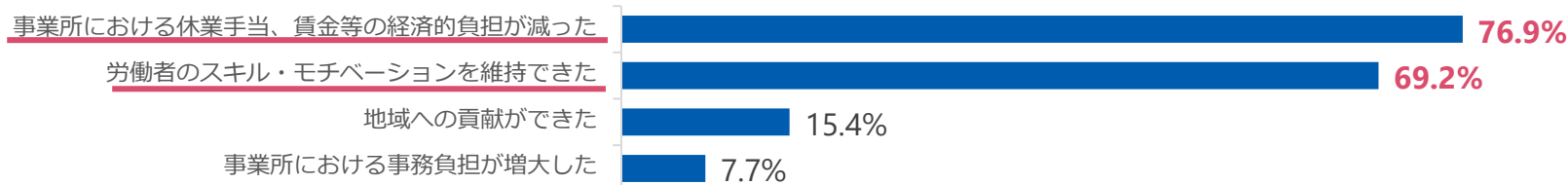
出向は事業所にどのような影響があったか

令和7年1月以降に労働者を出向させたと回答した13事業所の状況

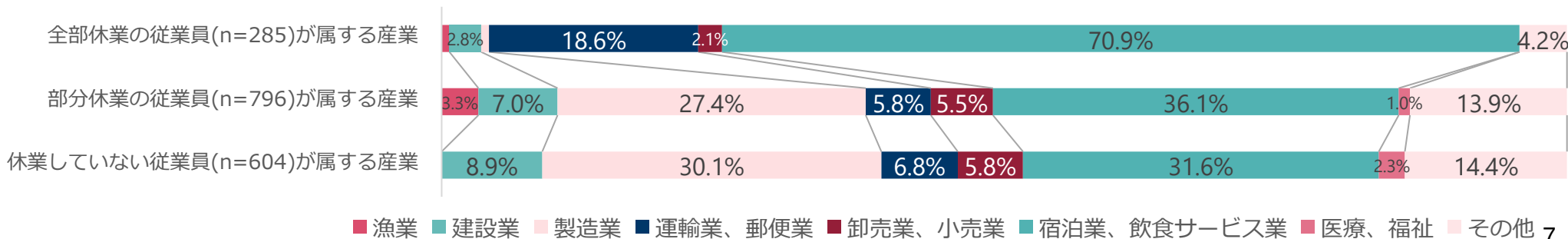


具体的な影響（複数回答）

令和7年1月以降に労働者を出向させたと回答した13事業所の状況



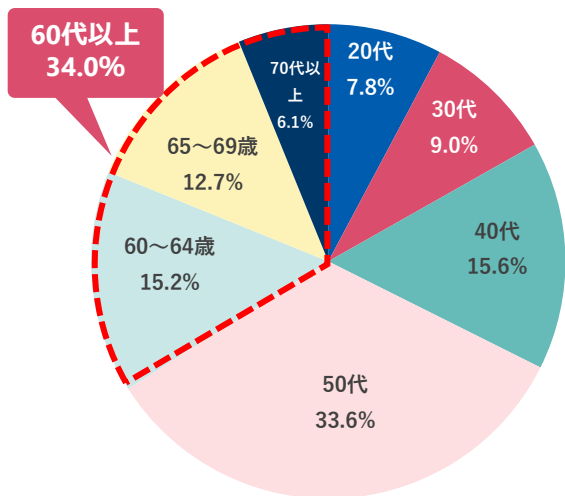
産業別休業の状況



【出向・休業状況に関する労働者アンケート】 労働者の年齢、休業中に困っていること・早期復帰について

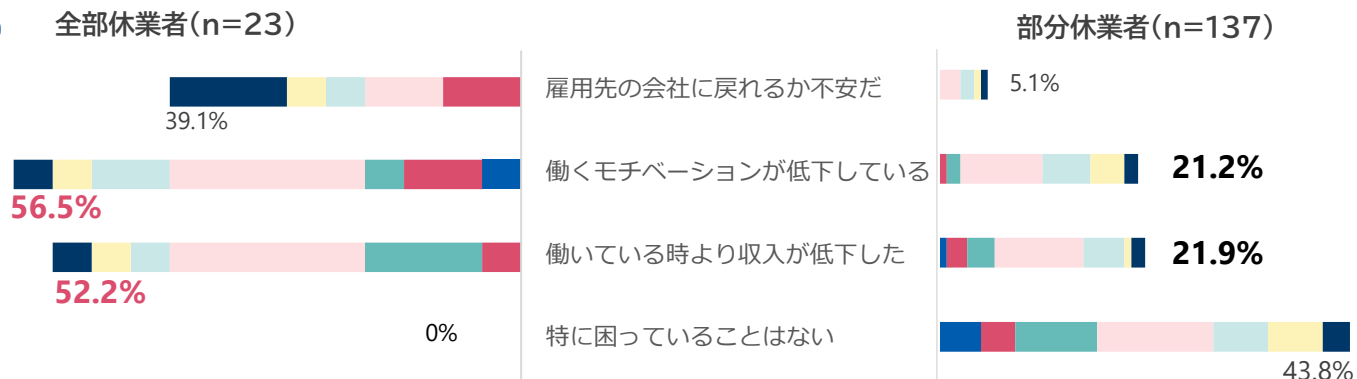
- ・労働者は60代以上が34.0%、50代が33.6%、40代が15.6%を占めている
- ・全部休業者は、部分休業者と比較して、働くモチベーションや収入の低下について困っている割合が高い
- ・全部休業者は、部分休業者と比較して、早期復帰を希望している者の割合が高い

労働者の年齢層



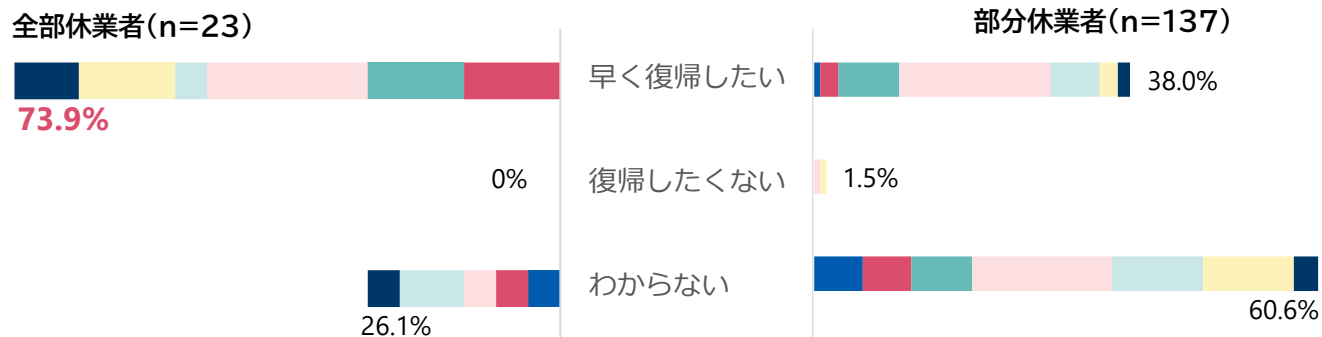
休業者が困っていること

※複数回答可



早期復帰について

※複数回答可

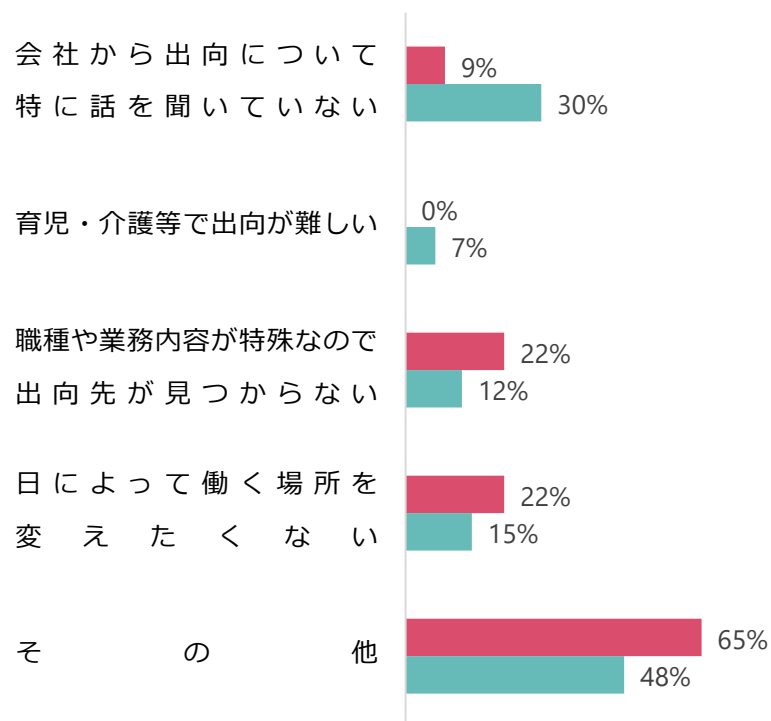


【出向・休業状況に関する労働者アンケート】 出向の状況

- ・ 出向していない労働者に出向していない理由を聞くと、その他を除けば、部分休業者は「会社から出向について特に話を聞いていない」、全部休業者は「職種や業務内容が特殊なので出向先が見つからない」、「日によって働く場所を変えたくない」が多い
- ・ 出向労働者に出向して良かったことを聞くと「新たな業務を経験できた」が多く、困っていることは「慣れない業務を行っている」が多い

出向していない理由

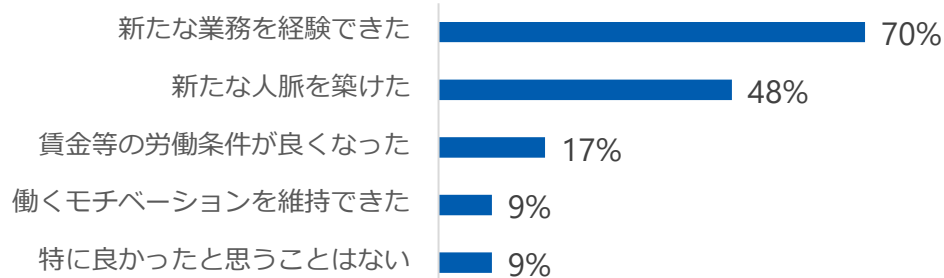
※複数回答可



■ 全部休業者 (n=23) ■ 部分休業者 (n=137)

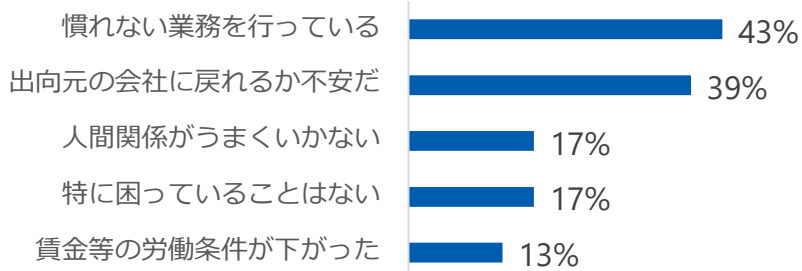
出向して良かったこと

※複数回答可



出向して困っていること

※複数回答可

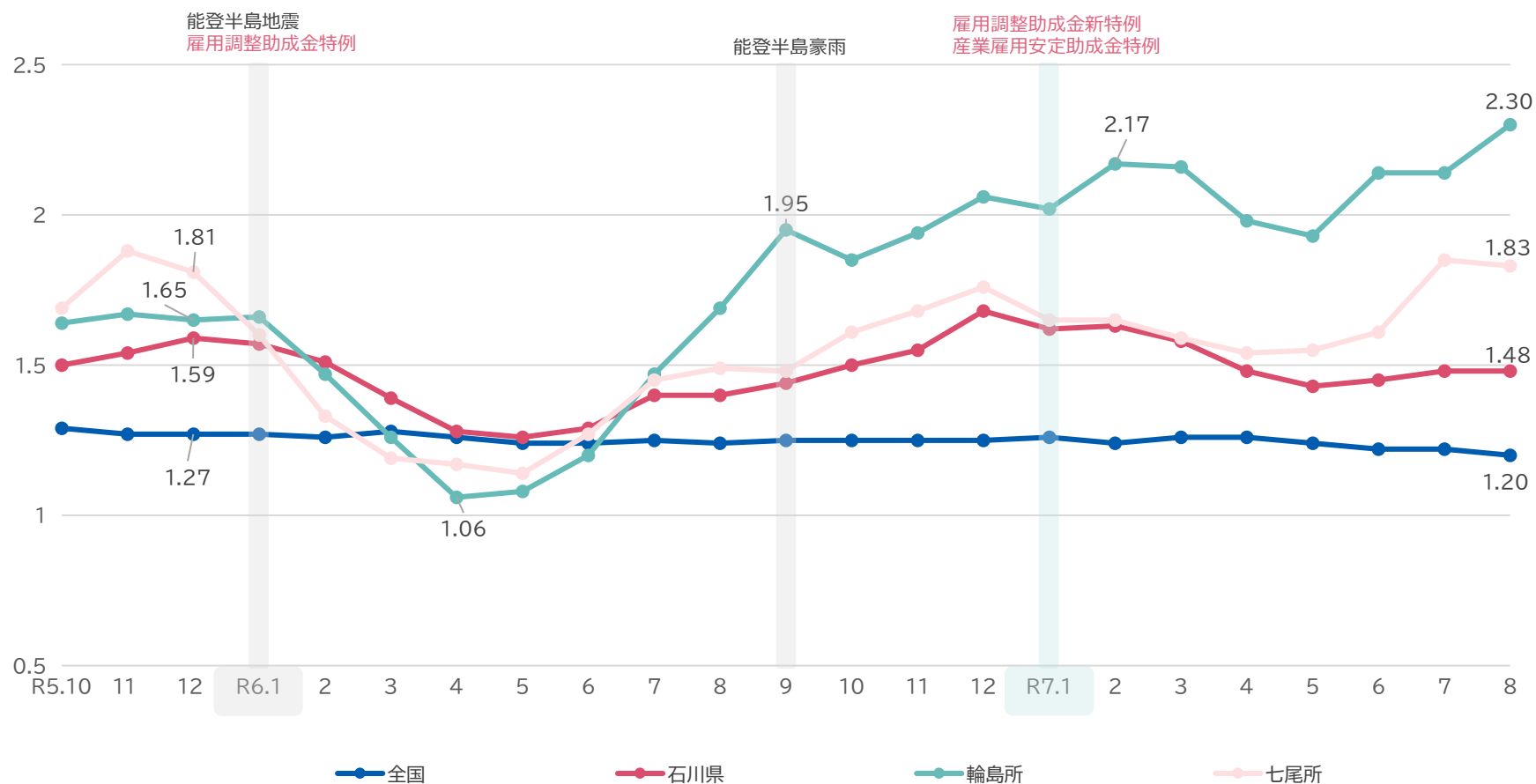


■ 出向労働者 (n=23)

有効求人倍率について

・令和6年能登半島地震により石川県内の有効求人倍率は大きく落ち込み、さらに令和6年9月能登半島豪雨により特にハローワーク輪島管内で停滞したものの、現在ではハローワーク七尾及び輪島管内は、全国の有効求人倍率と比較し、高い状況

有効求人倍率の推移(全国、石川県)



※ 石川県、輪島所、七尾所の有効求人倍率は、就業地別の実績

石川県知事から厚生労働大臣への要望事項(概要)

- ・ **モラルハザードを引き起こさない形での雇用調整助成金の特例措置の延長**
※ 被災事業者はその再建途上において、在籍型出向ではなく自社の営業再開に向けた業務に継続的に従事させる必要のある従業員が一定数必要だが、そうした従業員についても一部休業は必要となり、結果として休業手当の支払いが生じてしまうため、この事業者負担の軽減と、従業員の雇用維持のため
- ・ **産業雇用安定助成金の特例措置の令和9年度までの支援期間の延長**
- ・ **産業雇用安定助成金の特例措置の申請手続きの簡素化**
例) 添付書類の削減や記載項目の簡略化など
- ・ **産業雇用安定助成金の特例措置の交付要件の緩和**
例) 少ない日数や時間単位での出向等の部分出向の拡充など
- ・ **県が市町と共に取り組む施策に対する支援**

能登半島地震等に係る今後の雇用対策の在り方について（案）

（1）雇用調整助成金能登半島地震豪雨・半島過疎臨時特例について

雇用調整助成金の特例措置については、対象地域における有効求人倍率が高いこと、アンケート結果による休業者の状況、休業の長期化は働く方の仕事への意欲やスキルの維持に影響を及ぼす恐れがあること等を踏まえ、令和7年12月末をもって終了。

（2）産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）について

- ・ 産業雇用安定助成金の特例措置については、部分出向に係る要件を緩和した上で、令和8年も実施する（詳細次ページ）。
- ・ 申請手続きの簡素化（申請処理の項目の簡略化・省力化、2回目以降の添付書類の省略等）については、本年10月1日付け実施済。

（3）併せて講じる事項

上記の対応と併せて、出向への移行が困難等である方々に対して、

- ・ 求職者のニーズ等を踏まえたハローワークにおけるきめ細かい再就職支援（職業訓練の受講あっせん含む）
- ・ 復興推進のための地域活動に対するシルバー人材センターによる就業体験、技能講習等を通じた手厚いマッチング支援
- ・ 石川県が設置するILAC能登で行う被災企業のニーズ把握や人材確保等の雇用創出の支援など、地元自治体と連携しながら支援を行う。

産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)の延長について(案)

1 事業の目的

能登地域の地震・豪雨の被災地については、令和6年以内に地震と豪雨災害が重なるという極めて特異な被災状況と、半島地形、著しい高齢化、過疎という地理的・社会的制約条件が複合している特殊性を踏まえ、令和7年内限りの特例措置として、産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)による在籍型出向支援に加えて、雇用調整助成金の臨時特例を実施してきたところ。

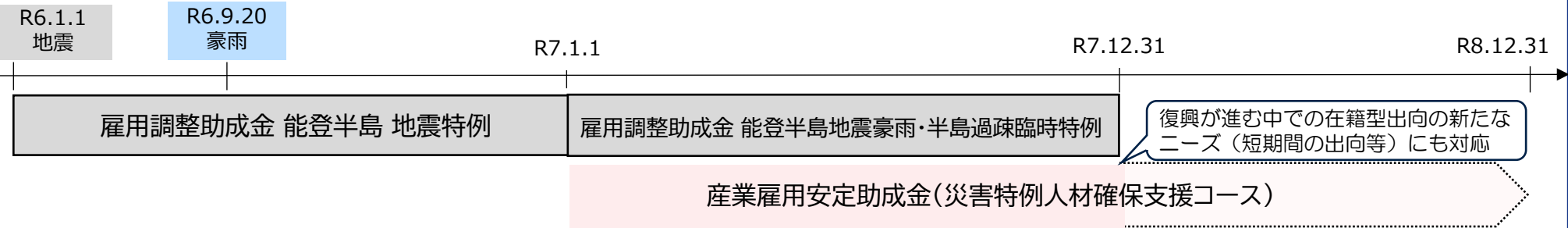
しかし、被災地の現状を見ると、上述の特異な地理的・社会的制約条件に起因して出向先を確保しにくいこと、復興の進捗に伴い元の職場での業務が増え、「半分以上は出向先で勤務」との助成要件を満たしにくくなっていること等の事情から、未だ多くの労働者が休業し続けている状況。

そこで、地元自治体による雇用創出の主体的取組等が行われることも踏まえ、被災地の雇用環境が平時に復する道筋を円滑にする観点から、産業雇用安定助成金による在籍型出向支援について、部分出向に係る要件を緩和した上で、1年間延長することとする。

なお、雇用調整助成金の臨時特例については、休業の長期化が働く方の意欲やスキル維持に及ぼす影響にも鑑み、予定どおり本年末で終了する。

2 事業の概要

★地震かつ豪雨の被害を受けた地域(ハローワーク七尾、ハローワーク輪島管内)の事業所が対象



○産業雇用安定助成金(災害特例人材確保支援コース)助成率

出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向中に賃金に要する経費の一部を助成 中小企業4/5、大企業2/3 ※1人1日当たり出向元・出向先の計8,870円を上限

事 項		現行制度	見直し案
1	支給対象期間の延長 (出向労働者1人当たりの支給対象期間)	令和6年12月17日～令和7年12月31日 (365日) ※コロナ禍の産業雇用安定助成金(雇用維持支援コース)は、支給対象期間を当初365日から730日に延長	令和8年12月31日まで1年間延長 (730日)
2	部分出向 ※労働者が出向元企業及び出向先企業の両方で勤務する形態	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元の所定労働日数の半分以上であること。 (例) 週5日勤務の場合、週3日以上出向先での勤務が必要	出向期間中、出向先事業所で勤務する日数が出向元の所定労働日数の1/5以上であること。 (例) 週5日勤務の場合、週1日以上出向先での勤務が必要
3	申請手続きの簡素化	・申請書類の項目の簡略化・省力化 ・2回目以降の添付書類の省略 等	(令和7年10月1日実施済)